○財務省告示第二百八十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第二十七回	七千四百三十八万円	七千四百三十三万八千五百三十円
〃	第二十八回	八千八百五十三万六百十八円	八千八百五十三万六百十八円
〃	第二十九回	一億五万円	九千九百九十九万四千二百二十円
〃	第三十回	三千三百八十四万円	三千三百八十二万千百四十六円
〃	第三十一回	一億五千六十五万円	一億五千五十六万六千十四円
〃	第三十二回	九千六百二十三万円	九千六百十七万六千三百六十二円
〃	第三十三回	一億四千二百六十五万円	一億四千二百五十九万三千百八十二円
〃	第三十四回	一億二千三百三十二万円	一億二千三百二十七万八百九十八円
〃	第三十五回	二億百二万円	二億九十三万九千九百四十四円
〃	第三十六回	七千七十四万円	七千六十七万二千三百八十二円
〃	第三十七回	二億七千九百六十七万円	二億七千九百三十五万八千七十円
〃	第三十八回	三億五千三百九十三万円	三億五千三百五十三万五千二百五十六円
〃	第三十九回	七億三百七十九万円	七億三百十一万七千七十円
〃	第四十回	九億千八百九十二万円	九億千八百十一万四千六百四円
〃	第四十一回	七億六百十五万円	七億五百五十八万七千三百八十六円
〃	第四十二回	七千二百四十九万円	七千二百四十三万二千二百六十四円
〃	第四十三回	八億千四百六十一万円	八億千四百九万七百七十六円

〃	第四十四回	三億五千五百二十九万円	三億五千五百三万六千九百八十五円
〃	第四十五回	四億二千七百四万円	四億二千六百七十六万九千六百八十一円
〃	第四十六回	七億五千九百四十二万円	七億五千八百九十九万六千五百二円
〃	第四十七回	四億千百二十万円	四億千九十三万七千九百四十八円
〃	第四十八回	四億六千九百五十一万円	四億六千九百二十一万千七百六十一円
〃	第四十九回	二十八億九千五百七十四万円	二十八億九千四百十二万四千六百六十六円
〃	第五十回	三千万円	二千九百九十八万四千六百八十三円
〃	第五十二回	六百三十万円	六百二十九万七千五百六十四円
〃	第五十三回	千九百万円	千八百九十九万四千六百三十四円
〃	第五十四回	五百万円	四百九十九万八千七百四十四円
〃	第五十五回	千六百五十九万円	千六百五十八万六千六百四十二円
〃	第五十六回	二千五百万円	二千四百九十九万四千八百七十七円
〃	第五十九回	五百五十万円	五百四十九万九千四百二十八円
〃	第六十一回	一億千七百六十万円	一億千七百五十九万八千八百七十三円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第二十回	九千百六十四万円	九千百四十七万二千六十八円
〃	第二十一回	一億二千八百三十二万円	一億二千七百九十四万千七百二円
〃	第二十二回	一億二千七百四十九万円	一億二千六百九十六万千七百九十八円
〃	第二十三回	四億六千二十九万円	四億五千八百七十八万六千二百八十八円
〃	第二十四回	三億八千八百六十三万円	三億八千七百六十三万九千百十円
〃	第二十五回	六億四千八百三十一万円	六億四千六百六十万五千三百四十円